

## •••••特定調停 Q&A•••••

- Q** 特定調停で成立する内容は、どのようなものですか？
- A** 公正かつ妥当で経済的合理性を有するものです。つまり、実質的に公平で、法律などに違反するものでなく、債務者の生活の建て直しのために適切なものであって、しかも、そのような内容の合意をすることが当事者双方にとって経済的に合理的であるものです。
- Q** 申立ては、どうすればよいのですか？
- A** 申立てのときには、特定調停の手続を利用したいことを明らかにしてください。また、毎月どれくらいの額なら支払えるのか、返済期限をどのくらい猶予してもらいたいのかも示してください。
- Q** 申立てのときに提出する資料としては、具体的にはどのようなものがありますか？
- A** 例えば、
- ①資産(不動産、自動車、預貯金など)の一覧表
  - ②債権者及び担保権者の一覧表
  - ③収入、支出がわかるもの(給与明細、家計簿、通帳などの写し)
  - ④借入れの内容がわかるもの(契約書などの写し)
  - ⑤これまでの返済の内容がわかるもの(領収証などの写し)
- などをできるだけ多く準備して、提出してください。
- Q** 調停で約束したとおりの返済ができなくなつた場合は、どうなるのですか？
- A** 話合いがまとまるごとに、その合意した内容を調書に記載します(調停調書)。この調書には、判決と同じ効力があり、記載された約束に従つた返済をしない場合には、相手方(債権者)から強制執行(調停調書の内容を強制的に実現すること)を受けることもあります。

詳しくは、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

裁判所 特定調停とは

29.12

# 特定調停

の申立てをされる方のために

生活の建て直しを図るために  
返済方法などを債権者と話し合う手続です。



最高裁判所

<https://www.courts.go.jp/>

# 特定調停手続の流れ

## トラブルの発生

金銭の借入れや物品の購入など  
が増えたり、住宅ローンを抱え  
ているのに収入が減ったりして、約  
束どおりに支払っていくことがで  
きない。



可能な範囲で返済を続けたい!



そこで

返済の方法を調整したい!

例えば…

- 毎月の返済額を減らしたい。
- 返済期限を延ばしたい。
- 分割払に変更したい。

どうしても返済計画が立てられない場合には、破産手続などを利用  
することも考えられます。この手続については、最寄りの地方裁判所  
にお尋ねください。

## 受付

### 受付窓口

特定調停とは  
どういうもの  
ですか?

返済方法などを  
債権者と話し合う  
手続です。



特定調停は、このままでは返  
済を続けていくことが難しい  
方が、債権者と返済方法などに  
ついて話し合って、生活の建て  
直しを図るための手続です。

### 申立て



受付に調停申立書を提出  
してください。

既に開始されている民事執行  
手続の停止を求めたい場合は、  
受付でお尋ねください。

## 調停期日



申立人

調停委員会

### 残債務の確定

### 返済計画の検討



毎月△△円  
くらいは返して  
ほしいです。

相手方

調停委員会は、申立人から生活状況  
や収入、今後の返済方針などについて  
聴取した上で、相手方の意向を聴き、残  
っている債務を、どのように支払ってい  
くことが経済的に合理的なのかなどにつ  
いて、双方の意見を調整していきます。

## 成立



話し合いによ  
つて合意に達した  
場合



申立人は、合意した  
内容どおりに返済し  
ていくことになります。

### 調停に代わる決定

2週間以内に、異議の申立てが  
なければ、調停が成立したのと  
同じ効果が生じます。

どうしても  
折り合わない場合

## 不成立